

名古屋市公報	令和 3年 2月 3日 第88号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・法制課) (第2号)	4
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(住都・総務課) (第3号)	7
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第4号)	8
告 示		
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第42号)	10
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第43号)	11
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第44号)	13
達		
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第1号)	14
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第1号)	16
公 告		
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	18
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消公告	(上下水・営業課)	19
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	20
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	21
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	22
○ 土地改良事業参加資格交替申出の承認について (農業委員会)		23

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

- (1) 受信者が実施機関又は職員である行政文書の施行に当たっては、重要な意思決定に係るもの等を除き、公印を押すことを要しないものとします。（第25条の 2関係）
- (2) 受信者が実施機関である行政文書の施行は、原則として文書管理システムによる発送により行うものとし、他の規則等の規定において文書等によること等が規定されているものも、原則として文書管理システムによる発送により行うことができるものとします。（第25条の 3関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（第 8条、第29条、第31条、第32条及び第35条関係）

2 施行期日等

令和 3年 2月 1日から施行します。ただし、第29条、第31条及び第35条第 7号の改正規定は、同年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第 3号）

1 内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第33号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
用途廃止	港栄荘	港区港栄三丁目	令和 3年 2月 1日

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 4号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 3年 2月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第 1号）

1 改正内容

- (1) 起案用紙による起案及び紙決裁の訂正の方法に、署名を加えます。（第23条、第26条及び第 6号様式関係）
- (2) 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第32条及び第33条関係）

2 施行期日

令和 3年 2月 1日から施行します。

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 1月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 2号

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 8条中「及び第19条」を「、第19条及び第24条」に改める。

第25条の次に次の 2条を加える。

（公印）

第25条の 2 法律的効力を有する行政文書（文書等に限る。以下この項において同じ。）の施行に当たっては、別に定めるところにより公印を押さなければならない。ただし、受信者が実施機関又は職員である行政文書については、重要な意思決定に係るものその他実施機関が必要と認めるものを除き、他の規則等（本市の規則、規程その他の定めをいう。次条において同じ。）の規定にかかわらず、公印を押すことを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人における公印の押印については、当該地方独立行政法人が定めるものとする。

(実施機関に対する行政文書の施行)

第25条の 3 受信者が実施機関（地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）である行政文書の施行は、文書管理システムによる発送により行うものとする。ただし、実施機関がこれにより難いと認める場合は、この限りでない。

2 受信者が実施機関である行政文書のうち、当該行政文書に関する他の規則等の規定において文書等によることその他のその施行の方法が規定されているものの施行については、当該規則等の規定にかかわらず、当該文書等に記載すべき事項を記録した電子情報の文書管理システムによる発送により行うことができる。ただし、当該規則等を所管する実施機関がこれにより難いと認める場合は、この限りでない。

3 前項の文書管理システムによる発送により行われた行政文書の施行については、当該行政文書に関する他の規則等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該規則等その他の当該行政文書に関する規則等の規定を適用する。

4 第 2項の文書管理システムによる発送により施行された行政文書は、文書管理システムに備えられた記憶装置への記録がされた時に到達したものとみなす。

5 行政文書のうち当該行政文書に関する他の規則等の規定において公印を押すことが規定されているものの施行を第 2項の文書管理システムによる発送により行う場合には、当該公印の押印については、当該規則等の規定にかかわらず、当該発送に係る記録をもって代えることができる。

6 前各項の規定は、地方独立行政法人については適用しない。

第29条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 6号中「実施機関が必要と認める措置」を「必要な措置として別に定めるもの」に改め、同条第 2項各号列記以外の部分中「き損」を「毀損」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「き損」を「毀損」に改め、同項第 4号中「実施機関が必要と認める措置」を「必要な措置として別に定めるもの」に改める。

第31条中「から前条までに定める情報の保護及び管理の方法」を「の規定による情報の分類」に、「次の各号」を「次」に改め、同条に次の 1号を加える。

- (4) その他情報の保護及び管理の方法に関し必要な事項
第32条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 2号及び第 3号中「情報」を「機密情報」に改め、同条に次の 1号を加える。
- (4) 職務遂行上その他保護情報の持出し等をする必要がある場合
第35条第 7号中「実施機関が」を「別に」に改める。

附 則

この規則は、令和 3年 2月 1日から施行する。ただし、第29条、第31条及び第35条第 7号の改正規定は、同年 4月 1日から施行する。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 3 年 1 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 3 号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第 33 号）中別表の改正規定のうち梅ノ木荘及び港栄荘の項を改める部分の施行期日は、令和 3 年 2 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 4 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表中

「

梅ノ木荘	港区野跡三丁目	高層	8 階建	平成 3 年度	31
		耐火	14階建	平成 3 年度	56
港 栄 荘	港区港栄三丁目	中層	5 階建	昭和41年度	51
		耐火	(併存)		

を

」

「

梅ノ木荘	港区野跡三丁目	高層	8 階建	平成 3 年度	31
		耐火	14階建	平成 3 年度	56

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第42号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第736号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和3年1月26日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区内山二丁目1608番2の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第43号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の4第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の8第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和 3年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区当知一丁目1304番の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区当知一丁目1304番の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

(3) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第44号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 2年10月21日 2指令住開指第 129号	名古屋市緑区大高町字 西丸根83番 2外 3筆	名古屋市緑区南大高三丁 目1608番地 福岡夏貴 名古屋市緑区南大高三丁 目1608番地 福岡拓也 名古屋市緑区大高台一丁 目 518番地 大川香純 名古屋市緑区大高台一丁 目 518番地 大川世志子
令和 2年10月 7日 2指令住開指第 124号	名古屋市北区楠二丁目 415番	愛知県春日井市中新町二 丁目16番地10 西脇利行

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市達第 1 号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（起案の方法） 第23条 （略） 2 （略） 3 前2項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙（第6号様式）を利用して起案することができる。	（起案の方法） 第23条 （略） 2 （略） 3 前2項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙（第6号様式）を利用して起案することができる。<u>この場合において、起案者は所定の欄に記名押印し、又は署名するものとする。</u>
（決裁の手続） 第26条 （略） 2～6 （略） 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、加除訂正した者<u>の印を押すものとする。</u> <u>（公印）</u> 第32条 行政文書の浄書に当たっては、別に定める手続により公印を押さなければ	（決裁の手続） 第26条 （略） 2～6 （略） 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、加除訂正した者<u>が押印し、又は署名するものとする。</u> <u>（契印）</u> 第32条

<u>ならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、電子情報である行政文書又はその内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、公印を押すことを要しない。</u> <u>3 行政文書の<u>浄書</u>に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。</u> (電子署名) 第33条 総合行政ネットワークを利用して施行する<u>行政文書</u>には、電子署名を行うものとする。<u>ただし、その内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、電子署名を行うことを要しない。</u> 2 (略)	行政文書の<u>施行</u>に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。 (電子署名) 第33条 <u>法律的効力を有する行政文書であって総合行政ネットワークを利用して施行するもの</u>には、電子署名を行うものとする。 2 (略)
---	---

第6号様式中「印」を削る。

附 則

この達は、令和3年2月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第 1 号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 29 日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第 1 財務関係の表第 6 号の 2 の次に次のように加える。

6 の 3			賃借料の年額又は総額が 1 件 9,000,000 円以下の物（別表第 4 財務関係の表 主管部長の欄第 9 号及び同表 主管課公所長の欄第 9 号から第 12 号までの規定に係るものを除く。）の借入れの決定に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	賃借料の年額又は総額が 1 件 1,800,000 円以下の物（別表第 4 財務関係の表 主管課公所長の欄第 9 号から第 12 号までの規定に係るものを除く。）の借入れの決定に関すること。ただし、賃借料の年額又は総額が 1 件 100,000 円以上の場合にあっては、経理課長に合議しなければならない。
-------------	--	--	--	--

別表第 1 財務関係の表課公所長の欄第 8 号中「借入れ」を「賃借契約の締結」

に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

令和 3年 1月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1503号	(株)エスエヌビー	石原 浩一	愛知県豊明市沓掛町 石畑 188番地 2	令和 2年12月16日
第1504号	(有)メイセーテック	安江 裕巳	名古屋市北区大曽根 二丁目10番22号	令和 2年12月16日
第1505号	ネクストライフ	大藏 知典	名古屋市守山区瀬古 二丁目 218番地の 3	令和 2年12月16日
第1194号	(株)加寿工業	石原 一義	名古屋市中村区中島 町 1丁目43番地	令和 2年12月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第15条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第17条第3号の規定により公告する。

令和 3年 1月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定を取り消した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	取消年月日
第1264号	(有)ウォータースペース	平松 久	名古屋市緑区徳重四丁目 104番地	令和 2年12月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 3年 1月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1194号	加寿工業	石原 直人	名古屋市中村区中島 町 1丁目43番地	令和 2年12月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 3年 1月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1503号	(株)エスエヌビー	石原 浩一	愛知県豊明市沓掛町 石畑 188番地 2	令和 2年12月16日
第1505号	ネクストライフ	大藏 知典	名古屋市守山区瀬古 二丁目 218番地の 3	令和 2年12月16日
第1194号	(株)加寿工業	石原 一義	名古屋市中村区中島 町 1丁目43番地	令和 2年12月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 3年 1月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1194号	加寿工業	石原 直人	名古屋市中村区中島町 1丁目43番地	令和 2年12月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 1項第 2号の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告する。

なお、本申出の関係書類は、名古屋市農業委員会事務局農政課に備えおく。

令和 3年 1月29日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

名古屋市港区明正一丁目 287番地 ファーストバード明正 301号

布目 廣明 始め19名

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市港区大西一丁目40番地

株式会社JA名古屋ファーム

4 申出に係る土地

名古屋市港区西茶屋三丁目 278 田 609㎡ 始め38筆 28,050㎡

名古屋市農業委員会事務局農政課